

基本方針2 こども・子育て施策の充実 施策展開の方向性 【児童虐待防止】



代表的な取組み

- 被虐待児童への支援方策を専門家も参画して定期的に協議する場（要保護児童対策地域協議会）の運営
- 就学前機関や小中学校を訪問し、児童虐待が疑われる場合の相談や通告の協力依頼
- こども相談センターとの連携
- 民生委員・児童委員、主任児童委員との連携
- 子ども虐待防止オレンジリボン運動



- こども相談センターや民生委員・児童委員など地域における支援者等との連携を強化するとともに、すべての就学前機関(認可外保育所を含む)、小中学校への訪問等を通じた情報連携や啓発などを進めることにより、児童虐待防止に努めます。